平成２７年（フ）第８７６号
堺市堺区大浜南町３丁１番13―203号
債務者　大町　榮子
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１１４号
北海道室蘭市高砂町２丁目20番５―403号、前住所北海道登別市常盤町４丁目36番地８
債務者　藤原あずさ（旧姓桑原）
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第２８５号
岩手県滝沢市穴口417番地19　香里荘１階
債務者　吉田　拓郎
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２９１号
岩手県滝沢市鵜飼上山５番地62、旧住所岩手県盛岡市安倍館町７番30号
債務者　佐々木清八郎
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２９２号
岩手県奥州市江刺区愛宕字前中野88番地13
債務者　千田　師浩
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１３４号
群馬県館林市赤土町73番地の11
債務者　佐藤　義男
1　決定年月日時　平成27年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第２６６号
奈良県天理市乙木町577番地１　乙木ハイツＡ101
債務者　森本　大樹
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２８９号
奈良市押熊町691番地の１　県住平城団地１―504号
債務者　山住正美こと　李　　正美
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第７７号
岡山県美作市豊国原322番地
債務者　久安　貴子
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第６５７号
広島市安佐北区落合南７丁目10番２―28号
債務者　森下　　満
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２２０号
香川県高松市東山崎町514番地　市住33―154
債務者　川野隆一郎
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２２７号
香川県高松市桜町２丁目15番31号
債務者　山口　治男
1　決定年月日時　平成27年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２２８号
香川県高松市桜町２丁目15番31号
債務者　山口　充惠（旧姓高田）
1　決定年月日時　平成27年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２３４号
香川県高松市鶴市町2036番地11　サントノーレ高松西403
債務者　入谷　康弘
1　決定年月日時　平成27年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１１１号
香川県仲多度郡多度津町大字葛原256番地１
債務者　三谷　宣夫
1　決定年月日時　平成27年10月28日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第１８５号
福岡県久留米市中央町６番地３
債務者　田中慎一郎
1　決定年月日時　平成27年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１９５号
福岡県久留米市御井町1970番地７　大成コーポ、住民票上の住所福岡市南区大楠１丁目35番23号
債務者　音田　良博
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部